

枝打機使用料条例

(昭和 61 年 3 月 25 日)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、枝打機の使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の徴収)

第 2 条 枝打機を使用しようとする者は、1 台 1 日につき 500 円の使用料を納入しなければならない。ただし、分収造林者が使用する場合は、この限りでない。

2 前項の使用料は、組合が発行する納入通知書により徴収する。

(補則)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。